

「SDGs未来都市・新潟市」ロゴマーク使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「SDGs未来都市・新潟市」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 ロゴマークとは、別紙に定める画像をいう。

(使用目的)

第3条 ロゴマークは、市民、法人その他団体等と共にSDGsの達成に向けた取組を推進するためのシンボルであり、「SDGs未来都市・新潟市」の普及啓発をはじめ、SDGsの達成に向けた取組の際の旗印として使用するものとする。

(使用の基準)

第4条 ロゴマークを使用しようとする市民等（以下「使用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークを使用することができる。

- (1) 新潟市（以下「市」という。）の品位や信用を傷つけ、又はイメージを損なう場合
- (2) 自己の商標や意匠とする等、独占的に使用する場合
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を市が支援し、若しくは公認しているような誤解を与える場合
- (4) 暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に使用させようとする場合
- (5) 法令又は公序良俗に反する場合
- (6) その他、使用が不相当と思われる場合

(使用の届出)

第5条 使用者は、新潟市長（以下「市長」という。）に使用届（別記様式）を提出しなければならない。

2 ただし、次の各号に該当する場合は、使用届の提出を省略することができる。

- (1) 報道関係機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (2) 個人がブログ・SNS、名刺等で私的に使用する場合
- (3) 学校その他の教育機関が教育目的で使用する場合

(遵守事項)

第6条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。

- (1) ロゴマークの使用において、拡大・縮小する場合は、縦横比を変更しないこと。
- (2) 使用者以外の第三者にロゴマークを使用させないこと。
- (3) ロゴマークの使用によって発生した知的財産権及び市が提供したロゴデザインに係る素材又は制作物を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) ロゴマークを使用するにあたって、意匠法（昭和34年法律第125号）第6条及び商標法（昭和34年法律第27号）第5条の規定に基づく新たな権利の設定をしてはならない。

（経費等の負担）

第7条 市長は、使用者のロゴマークの使用に係る経費及び役務等を負担しない。

（使用料）

第8条 ロゴマークの使用料は原則無料とする。

（改善指導及び使用差止め）

第9条 市長は、ロゴマークの使用が本要綱に反すると認められるときは、使用者に対し、改善を指導することができる。改善が見られない場合は、使用を差し止め、使用者に対し、ロゴマークを使用した物品等の回収等の措置を請求することができる。この場合、使用者に損害が生じても、市長はその責めを負わないものとする。

（責任の所在）

第10条 市長は、ロゴマークを使用したことに起因し使用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、ロゴマークを使用した物品等の不備により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないよう処理するものとする。
- 3 使用者は、ロゴマークの使用に際して、市に損害を与えた場合は、生じた損害を市に賠償しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月11日から施行する。

別紙

■基本形



SDGs 新潟市
未来都市

■横型（1行組）



■横型（2行組）

